

第2章 技能実習法による新たな技能実習制度の概要

第1節 技能実習法のポイント

平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布された技能実習法は、それまで入管法令によって、在留資格「技能実習」に係る要件等とされていた種々の規定を取りまとめ、さらに制度の抜本的な見直しを行って、新たに技能実習制度の基本法として制定されたものです。

技能実習法に基づく技能実習制度においても、これまでと同様に、企業単独型技能実習と団体監理型技能実習の2つの形態の技能実習が認められますが、主な改正点は次のとおりです。

第1 外国人技能実習機構の設立

新制度においては、技能実習法に基づき外国人技能実習機構(以下「機構」という。)が設立されます。機構は、後述する技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導監督(実地検査・報告徴収)や、技能実習生からの申告・相談に応じるなど、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務を行います。

機構は、東京に本部事務所が置かれるほか、全国で13箇所(札幌、仙台、水戸、東京※、長野、富山、名古屋、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)の地方事務所・支所において業務を行います。

※ 東京には、本部事務所とは別に、地方事務所も開設

第2 技能実習計画の認定制

旧制度においては、法務省令で技能実習計画書の作成、提出を規定しており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、技能実習計画としての認定を行っているものではありませんでした。

新制度においてはこれを改め、技能実習を行わせようとする者(実習実施者)は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとされ、技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。

ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなったり場合や、認定計画のとおりに技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして技能実習

を適正に行わせる必要があります。

なお、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」(法第9条第10号)が認定の基準となります。

この認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第3 実習実施者の届出制

旧制度においては、実習実施機関に求められる事項等を法務省令で規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、実習実施機関として届出を行うことは求められていませんでした。

新制度においてはこれを改め、技能実習法により、実習実施者が技能実習を開始したときには、遅滞なく届け出なければならないこととされました。

この届出は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第4 監理団体の許可制

旧制度においては、法務省令で監理団体の要件等を規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、監理団体としての許可を行っているものではありませんでした。

新制度においてはこれを改め、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬこととされ、監理団体として満たさなければならぬ要件が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。

ただし、許可を受けた場合であっても、その後、許可の基準を満たさなくなった場合には、監理事業の全部又は一部の停止や、監理事業の許可の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして監理事業を適正に行う必要があります。

なお、監理団体の許可には、一般監理事業の許可と特定監理事業の許可の2区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技能実習に係る監理事業を行うことができます。

この許可申請は、機構の本部事務所の審査課に行います。最終的な許否の判断は主務大臣が行います。

第5 技能実習生の保護

新制度では、技能実習生の保護のため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止規定を法律に定めるほか、これに違反した場合の罰則に関する規定を定めています。

また、実習実施者又は監理団体の法令違反があった場合に、技能実習生が当該事実を主務大臣に通報・申告することができることとし、技能実習生からの相談に応じる体制を整備します。

さらに、人権侵害行為を受けた技能実習生が引き続き技能実習を継続することができるよう、機構において転籍を支援する体制も整備することとしています。

第6 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

1 送出機関の定義

旧制度では、技能実習生の募集・選抜を行う機関、技能実習生を推薦する機関、渡航前に事前講習を行う機関など、本邦外において、技能実習の準備に関する外国の機関を総じて、「送出し機関」としていましたが、新制度では、監理団体に対して求職の申込みを取り次ぐか否かで、「外国の送出機関」と「外国の準備機関」の2つに分けられています。

外国の送出機関は、技能実習生が国籍又は住所を有する国又は地域の所属機関や団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐ者をいいます。

他方、外国の準備機関とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれます。

なお、外国の送出機関のうち、認定申請を行おうとする技能実習計画に係る技能実習生の求職の申込みを実際に監理団体に取り次ぐ送出機関を「取次送出機関」といいます。

2 送出機関の適正化

技能実習生の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っていますが、その一方で、これまで、失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えて来日する技能実習生の存在が指摘されているところであり、技能実習制度の適正な運用のためには、送出機関の規制強化等の適正化を図ることが求められてい

ます。

このような状況を受け、技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可に当たって、技能実習生になろうとする者からの求職の申込みを取り次ぐ外国の送出機関について、規則第25条で定められる要件に適合することを求めるとしてし、送出機関の規制強化を図りました。

3 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

また、外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。

旧制度においては、監理団体の許可制がないと同様に、送出機関についても適正なものをあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、新制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、法務省及び厚生労働省のホームページ(以下「HP」という。)のほか、機構のHPに国ごとに掲載することとしています。

当該送出国との間で二国間取決めが作成され、当該取決めに基づく制度に移行するまでの間であっても、旧制度と同様に送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めに基づく制度に移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。

第7 経過措置

技能実習法とその関連法令に基づく新たな技能実習制度は、平成29年11月1日から施行されますが、改正前の入管法令に基づく旧技能実習制度で既に受入れ準備を行っている場合や、現に本邦で実習を行っている技能実習生については、場合に応じて、改正前の入管法令が適用され、一定の期間、引き続き、旧制度での技能実習を行うことが認められます。

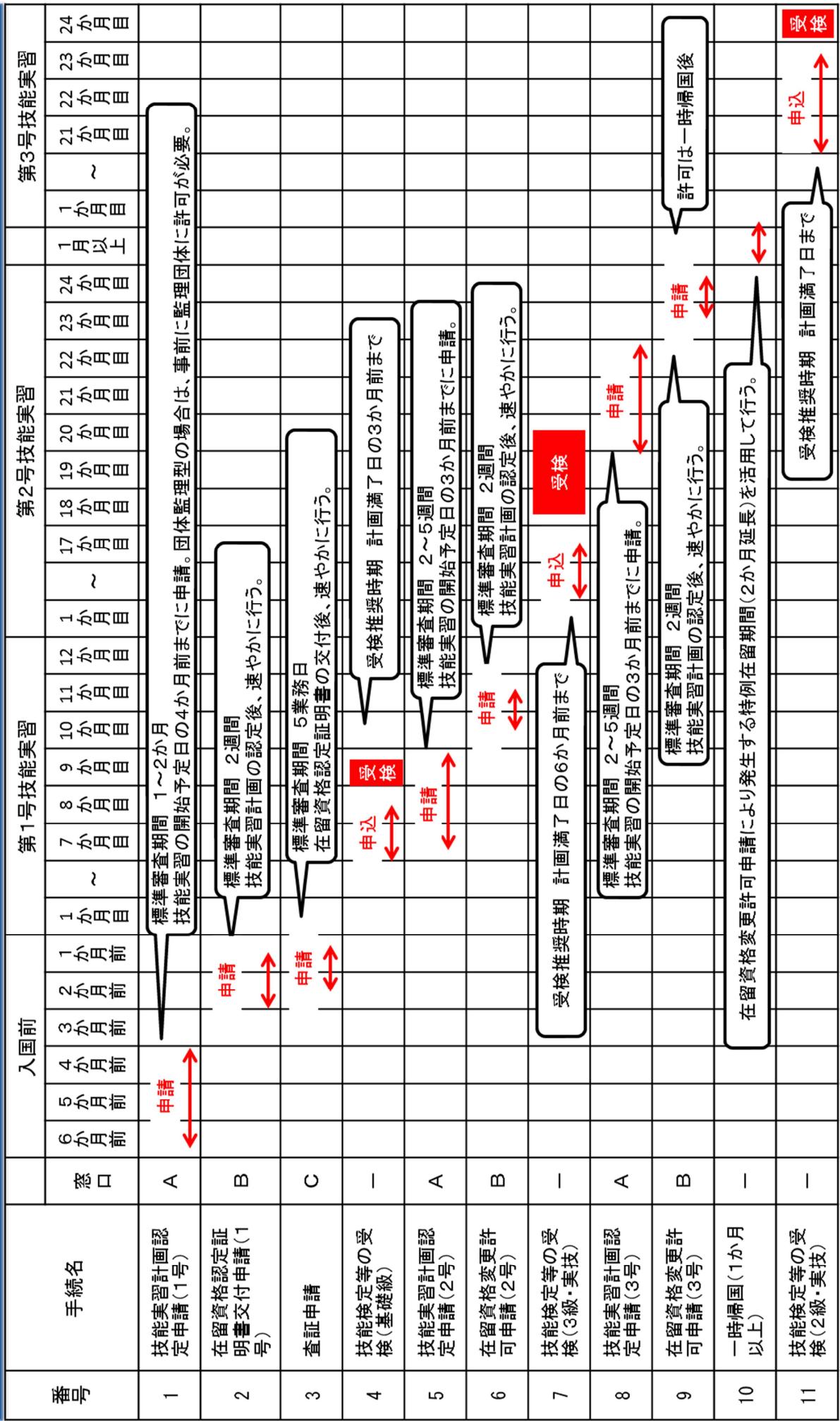
ただし、全ての場合に旧制度が適用されるとは限りませんので、注意が必要です。詳しくは、法務省のHPに掲載されている「技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について」等を御参照ください。

第2節 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ

技能実習生の受入れに必要な手続の流れ(第1号技能実習から第3号技能実習まで在留を継続したまま技能実習を行わせる場合)は次のページのとおりです。

また、団体監理型で第1号技能実習から第3号技能実習まで継続して在留する技能実習生の場合における第1号技能実習・第2号技能実習・第3号技能実習のそれぞれの技能実習の開始までの流れ、監理団体の許可の流れについては、P9からP18までに記載のとおりです。

技能実習生の受け入れに必要な手続の流れ

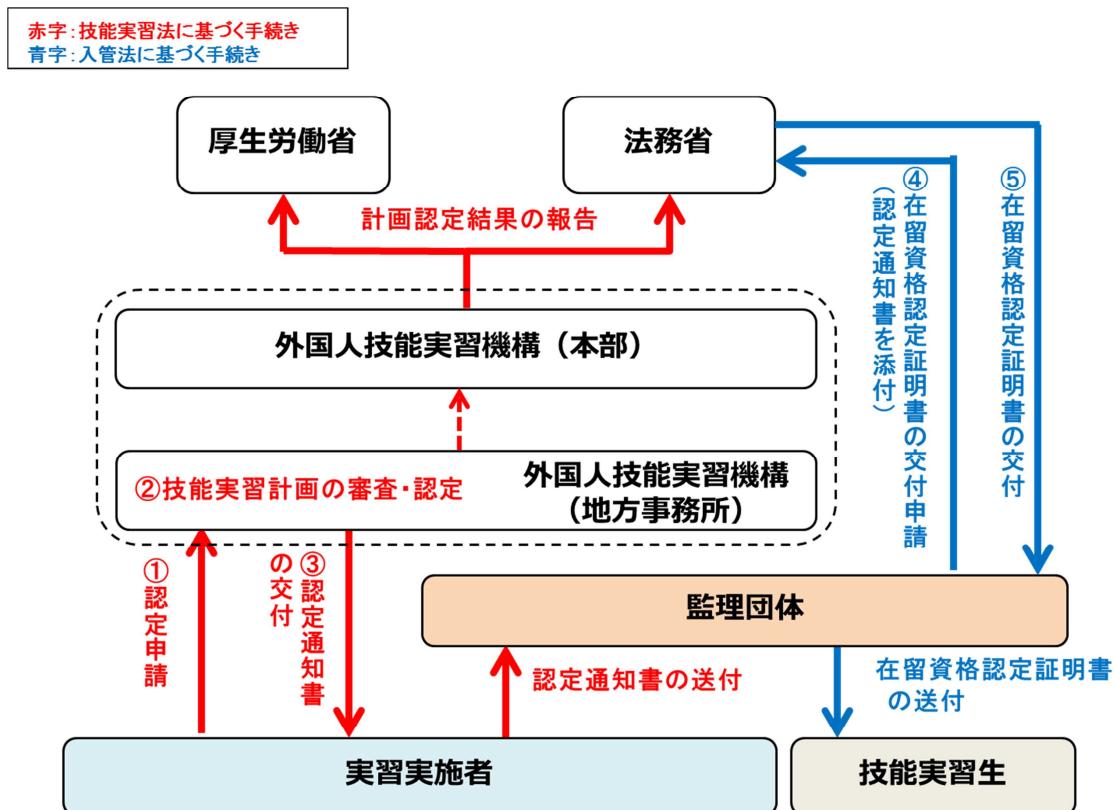


(注1) 窓口 A 機構地方事務所／B 地方入国管理局／C 在外日本国公館

(注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。

(注3) 上記の流れは、1号の場合は、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合は、1号から3号までの手続が必要となる。

第1 第1号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)



① 監理団体の許可申請

第1号技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が許可(一般監理事業、特定監理事業の区分は問いません。)を得ている必要があります。監理団体の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています(機構の本部への郵送による方法、又は機構の本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

第1号技能実習の実習監理(技能実習計画の作成の指導等)を開始する予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。

② 許可証の交付

監理団体の許可が決定されると許可証が、機構から交付されます。

※ 既に監理団体の許可を受けている場合には、①②の手続は不要です。

③ 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、

又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

申請は、定められた様式によって行う必要があり、記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となります。

※ 技能実習開始予定日の4か月前を過ぎてからの申請については、技能実習の開始が予定日を超過してしまう可能性があります。申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

④ 技能実習計画の審査・認定

申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

⑤ 認定通知書の交付

認定の決定がされた場合は、機構より通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

※ 技能実習生が入国するためには、地方入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けなければなりません。技能実習計画の認定通知書は在留資格認定証明書交付申請に必要となります。以下⑥・⑦は入管法の手続になります。

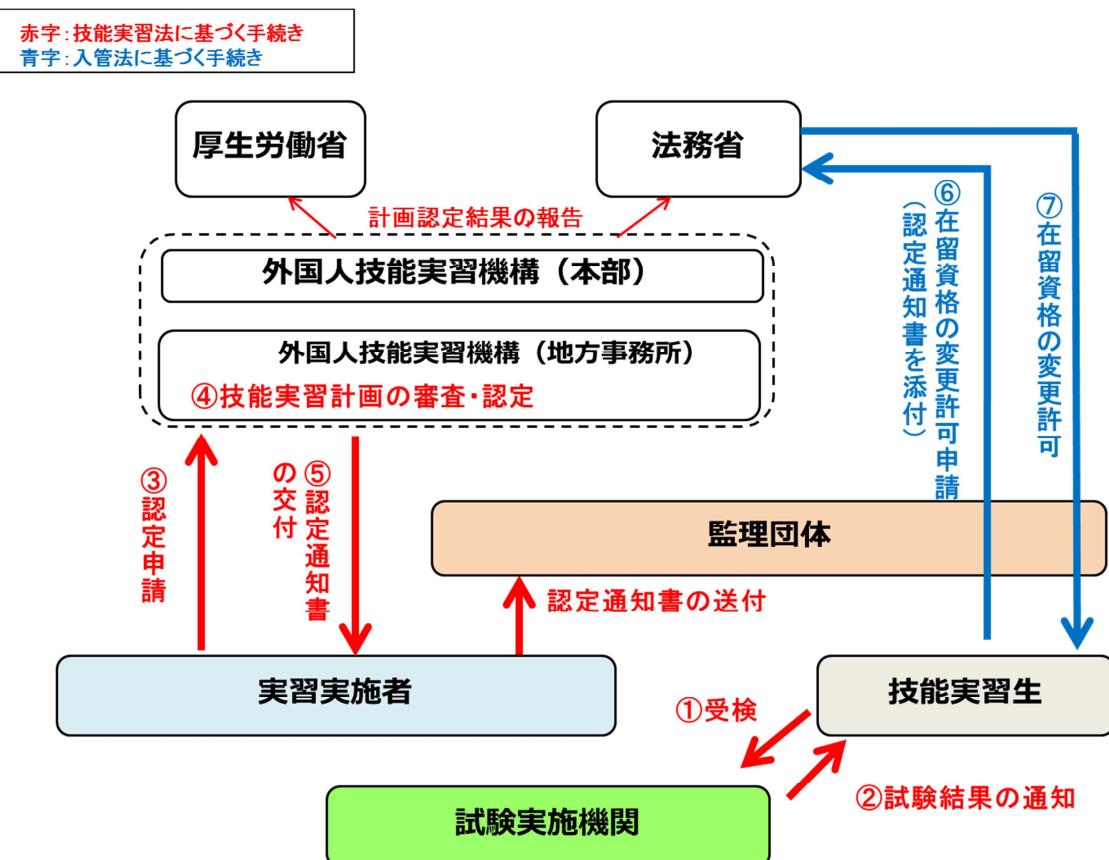
⑥ 在留資格認定証明書の交付申請

第1号の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。具体的な手続については、法務省のHP等を御参照ください。

⑦ 在留資格認定証明書の交付

地方入国管理局から在留資格認定証明書の交付を受けた監理団体は技能実習生に対して当該在留資格認定証明書を送付します。技能実習生は、在外日本国公館において査証を取得した上、当該在留資格認定証明書を入国の際に提示することにより、在留資格「技能実習」により入国することが可能となります。

第2 第2号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)



① 監理団体の許可申請

第2号技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が許可(一般監理事業、特定監理事業の区分は問いません。)を得ている必要があります。監理団体の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています(機構の本部への郵送による方法、又は機構の本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

第2号技能実習の実習監理(技能実習計画の作成の指導等)を開始する予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。

② 許可証の交付

監理団体の許可が決定されると許可証が、機構から交付されます。

※ 既に監理団体の許可を受けている場合には、①②の手続は不要です。

③ 受検

第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習で設定した目標(基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格)の達成が必要です。

第1号技能実習の修了後、速やかに第2号技能実習を開始する場合は、第1号技

能実習が修了する3か月前までには受検をすることが推奨されます。なお、第1号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

④ 試験結果の通知

試験実施機関より試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です(技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関より、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査のスケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、今後機構のHP等により周知していきます。)。

⑤ 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

開始予定日の3か月前を経過しても、技能検定又は技能実習評価試験(以下「技能検定等」という。)の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です(なお、④において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関より機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)。

※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。在留期間の満了日までに第2号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあっては、特例措置により申請の許否が判明するまで一定期間日本に滞在することは認められますが、第1号技能実習計画は既に終了していることから、技能実習生として技能実習に従事することはできない点に注意が必要です。受検と申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

⑥ 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

⑦ 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構より通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

- ※ 技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。
技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下⑧・⑨は入管法の手続になります。

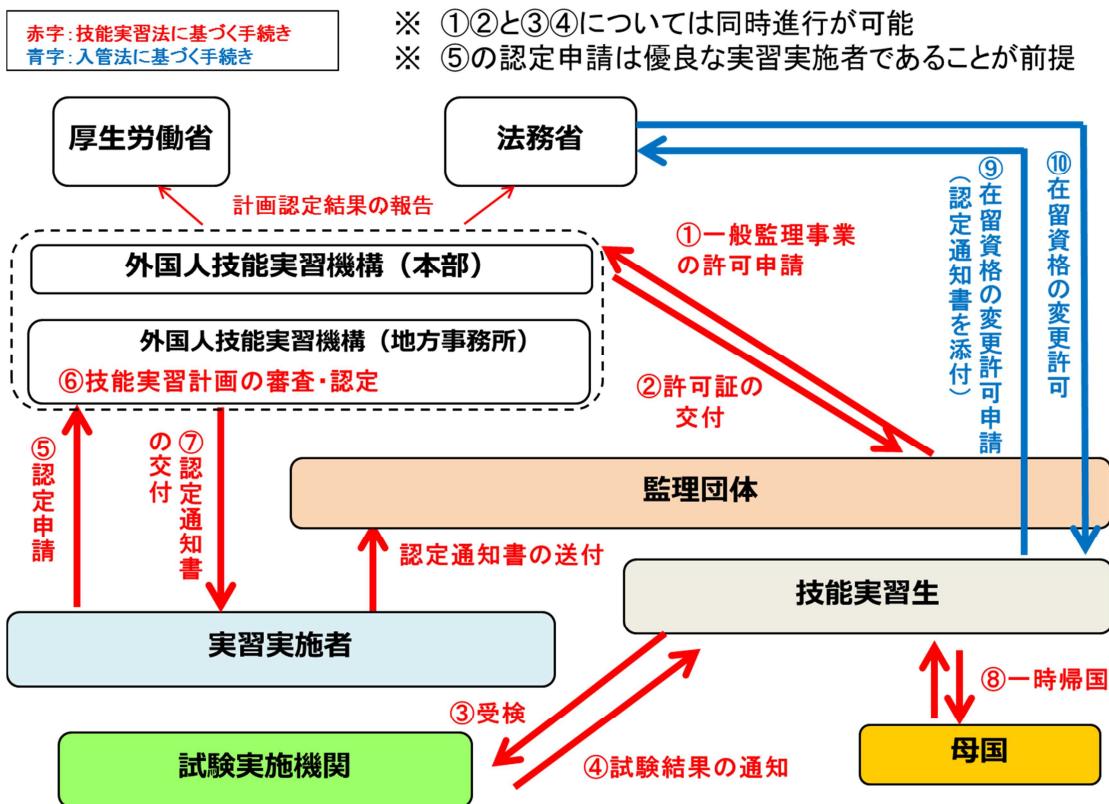
⑧ 在留資格の変更許可申請

第2号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、法務省のHP等を御参照ください。

⑨ 在留資格の変更許可

地方入国管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

第3 第3号技能実習開始までの流れ(団体監理型技能実習の場合を例示)



① 一般監理事業の許可(事業区分の変更許可)申請

第3号技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が一般監理事業の許可を得ている必要があります。一般監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています(機構の本部への郵送による方法、又は機構の本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

第3号技能実習の実習監理(技能実習計画の作成の指導等)を開始する予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。

② 許可証の交付

一般監理事業の許可が決定されると許可証が、機構から交付されます。

※ 既に一般監理事業の許可を受けている場合には、①②の手続は不要です。

③ 受検

第3号技能実習を行うためには、第2号技能実習で設定した目標(3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格)の達成が必要です。

第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習

を開始する場合は、第2号技能実習が修了する6か月前までには受検をすることが推奨されます。なお、第2号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

④ 試験結果の通知

試験実施機関より試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です(技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関より、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査のスケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、今後機構のHP等により周知していきます。)。

⑤ 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の4か月前まで(第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の3か月前まで)に申請を行う必要があります。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。)。

開始予定日の3か月前を経過しても、技能検定等の合格が確認できる状態での申請が困難な場合、技能検定等の合否結果は、申請後に資料を追完することが可能です(なお、④において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関より機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)。

- ※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、第2号技能実習が修了後、1か月以上の帰国の後、速やかに「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。在留期間の満了日までに第3号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習3号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあっては、特例措置により申請の許否が判明するまでの一定期間日本に滞在することは認められますが、技能実習生として技能実習に従事することはできない点に注意が必要です。受検と申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。
- ※ 第3号技能実習については、実習実施者を変更すること(転籍)が可能ですが。認定申請は第3号技能実習を行う実習実施者が行う必要があります。

⑥ 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習・第2号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

- ※ 第3号技能実習を行うためには、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす優良な実習実施者(P94参照)であることが必要です。

⑦ 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構より通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

⑧ 一旦帰国

第2号技能実習の修了後、第3号技能実習を開始するまでの間に、技能実習生は必ず1か月以上の一時帰国をしなければなりません。

- ※ 技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。
技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下⑨・⑩は入管法の手続になります。

⑨ 在留資格の変更許可申請

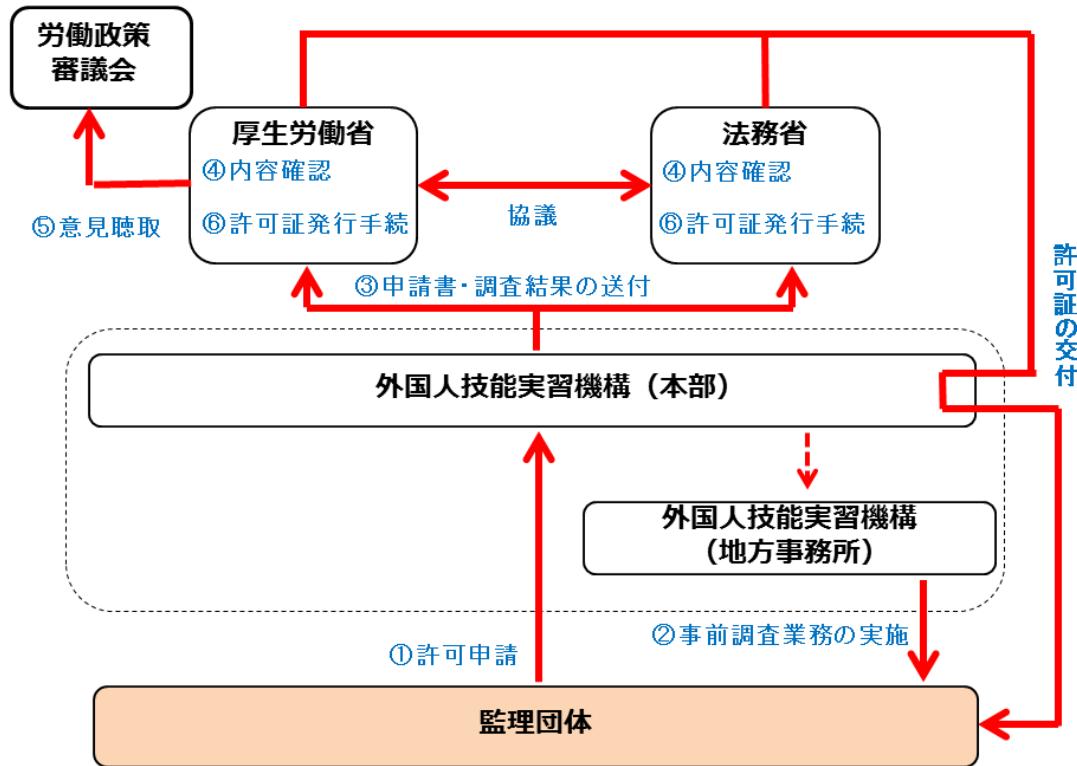
第3号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、法務省のHP等を御参照ください。

⑩ 在留資格の変更許可

地方入国管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第3号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

- ※ 上記の流れは、1号から3号まで本邦における在留資格を継続したまま技能実習を行わせる場合のものであり、一旦帰国の期間が長いなどの理由により、技能実習生が在留資格を失った後に第3号技能実習生として新規入国をする場合には、第1号技能実習の場合と同様に、在留資格認定証明書の交付申請を行い、在留資格認定証明書の交付を受けた後に上陸する手續が必要となります。
- ※ 第3号技能実習を修了するまでに、第3号技能実習で設定した目標(2級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格)の達成に向けて受検しなければなりません。

第4 監理団体の許可の流れ



① 許可申請

技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります。監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています（機構の本部への郵送による方法、又は機構本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。）。

技能実習生と実習実施者との間の雇用関係の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。

② 事前調査業務の実施

申請書類の内容を確認するために、機構が調査を行います。

③ 申請書・調査結果の送付

機構から、法務省及び厚生労働省に対し、申請書と調査結果を送付します。

④ 内容確認

機構の調査結果をもとに、法務省及び厚生労働省において内容を確認します。

⑤ 労働政策審議会への意見聴取

厚生労働省は、監理団体の許可について、労働政策審議会への意見聴取を行います。

⑥ 許可証の発行

②から⑤までの手続を経て、監理団体の許可が決定されて許可証が発行されます。法務大臣及び厚生労働大臣名による許可証が機構を介して、申請者(監理団体)に交付されます。

第3節 技能実習生の受入れ後に関係者が行う手続について

第1 実習実施者

実習実施者は、技能実習計画の認定を受け、技能実習生を受け入れた後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を、定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次項の表のとおりです。

第2 監理団体

監理団体は、許可を受け、実習監理を開始した後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を、定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次々項の表のとおりです。

届出・報告一覧（実習実施者）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習計画軽微変更届出書 (省令様式第3号)		変更事由発生後1か月以内		軽微な変更に当たる場合に届出が必要。なお、重要な変更の場合には技能実習計画変更認定の申請が必要。 ※第4章第4節技能実習計画の変更(P122)を参照。
2	実習実施者届出書(省令様式第7号)	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務所・支所の認定課	技能実習開始後遅滞なく		初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせた場合の1回のみに届出が必要。既に実習実施者は届出受理書(省令様式第8号)を機構から受け取っている場合は届出不要。 ※第4章第9節実施の届出(P147)を参照。
3	技能実習実施困難時届出書 (省令様式第9号) <small>(※企業単体型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ遅滞なく通知することが必要。)</small>	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務所・支所の認定課	届出事由発生後遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・持参又は郵送(対面で配達され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることができる方式に限る。) ・正本1通 	実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上、事業上の理由があつた場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失、ホームシック、行方不明があつた場合など技能実習生を行わせることが困難となつた場合には届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国するところが決まつた時点で帰国前の届出が必要。 ※第4章第10節技能実習実施困難時の届出等(P148)を参照。
4	実習認定取消し事由該当事実 (に係る報告書(参考様式第3-1号) <small>(※企業単体型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ直ちに報告することが必要。)</small>	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		実習認定の取消し事由(法第16条第1項各号)に該当する場合に報告が必要。 ※第4章第2節第7(9)法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの(P81)を参照。
5	実施状況報告書(省令様式第10号)	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務所・支所の認定課		毎年4月から5月末日まで	優良な実習実施者として技能実習計画の認定を受けて技能実習生を受け入れている場合には、優良要件適合申告書(参考様式第1-24号)の添付が必要。 ※第4章第12節実施状況報告(P152)を参照。

届出・報告一覧（監理団体）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考(該当事例・留意点)
1	技能実習実施困難時届出書 (省令様式第18号)	実習実施者の住所地 を管轄する地方事務所・支所の認定課	届出事由発生後 遅滞なく		実習監理する実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があつた場合、技能実習について、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があつた場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国するところが決まった時点での届出が必要。 ※第5章第10節技能実習実施困難時の届出等(P238)を参照。
2	監査報告書(省令様式第22号)	監査対象実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	監査実施日から2 か月以内		監理団体は3か月に1度以上の頻度で(実習実施者に実習認定の取消し事由に該当する行為があつたときは直ちに)実習実施者に対し監査を行い、その結果を報告するもの。なお、監査は命令で決められた方式で行うことが必要。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告(P255)を参照。
3	許可取消し事由該当事実に 係る報告書(参考様式第3-3号)	監理団体の住所地を 管轄する地方事務所・ 支所の指導課	報告事由発生後 直ちに		許可の取消し事由(法第37条第1項各号)に該当する場合に報告が必要。 ※第5章第2節第2(11)二重契約の禁止、法令違反時の報告に 関するもの(P178)を参照。
4	変更届出書(省令様式第17号)		変更事由発生後 1か月以内	・正本1通(5番を 除く) ・副本1通、副本2 通(5番のみ)	監理団体許可申請書の記載事項について変更が生じた場合に 変更の届出が必要。なお、変更が許可証の記載事項に該当する 場合は、5番の届出及び申請が必要。 ※第5章第9節第2変更の届出に関する事項(P231)を参照。
5	変更届出書及び許可証書換 申請書(省令様式第17号)		変更事由発生後 1か月以内		4番に該当する場合で、その変更が許可証の記載事項にも該当 する場合には、この変更届出書及び許可証書換申請書が必要。
6	事業廃止届出書(省令様式第 19号)	本部事務所の審査課	廃止予定の1か 月前		届出後、監理事業を停止した場合は、許可証の返納が必要。 ※第5章第11節事業の休廃止(P239)を参照。
7	事業休止届出書(省令様式第 19号)	本部事務所の審査課	休止予定日の1 か月前		届出後、監理事業を行う事業所を廃止した場合は、当該事業所 に係る許可証の返納が必要。 ※第5章第11節事業の休廃止(P239)を参照。
8	事業再開届出書(参考様式3 -2号)		再開予定日の1 か月前		7番の届出書を提出したものについて再開する場合に届出が必要。
9	事業報告書(省令様式第23 号)		毎年4月から5月 末日まで		監理事業を行う事業所ごとに作成する。なお、許可区分が一般 監理事業の場合は、優良要件適合申告書(参考様式第2-14号) の添付が必要。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告(P255)を参照。